



補助金等のご活用を！

津市独自の営農継続支援

問い合わせ 農林水産政策課 ☎229-3172 FAX229-3168 各総合支所地域振興課

農業者が持続的に農業を営むための環境づくりや耕作放棄地の発生防止、ジャンボタニシやカラスによる被害対策などへの支援として、令和6年度に開始・拡充した7つの事業を、令和7年度も継続する予定です(市議会審議中)。交付要件など詳しくは、お問い合わせください。

補助金名	支援内容	対 象
耕作条件不利農地借受奨励金	耕作条件が不利な農地を借り受けた場合に奨励金を交付	農地の借り受けを行った認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、地域計画に位置付けられた農業を担う者
農地区画大規模化支援事業補助金	隣接する田畑間の畦畔を除去し、農地区画を拡大する事業に対して補助金を交付	2筆以上の隣接する田畑を自ら耕作する農業者、集落営農組織、地域計画に位置付けられた農業を担う者
農地流動化促進事業奨励金(畑地加算分)	過去に利用権設定がされたことのない畑地を借り受けた場合に、既存の奨励金に加算して交付	認定農業者、認定新規就農者
経営基盤強化支援事業補助金	担い手等法人化推進事業	法人化を希望する認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織
	新たな人材雇用支援事業	認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織
小規模機械導入支援事業補助金	初めて農業を畑地で行う場合、必要な小規模機械の導入に対して補助金を交付	新たに農業を始めようとする者で、農家台帳に登録がない者
ジャンボタニシ被害防除事業補助金	水田耕作者がジャンボタニシの駆除を目的として使用する薬剤に対して補助金を交付	市内の水田所有者または耕作者(法に基づく権利設定を受けている認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織)
有害鳥獣捕獲報償金	カラスを捕獲した者に対して報償金を交付	津市が発行する有害鳥獣捕獲許可の交付を受けている者



3月・4月の引っ越しシーズンに住所を異動する皆さんへ

市本庁舎市民課窓口の混雑緩和にご協力を

問い合わせ 市民課 ☎229-3144 FAX221-1173

3月・4月は窓口が大変混雑しますので、市本庁舎のほか、次の窓口・方法をご利用ください。
住民異動届のほか、住民票・戸籍関係証明書の発行や、印鑑登録・証明書の発行もできます。

各窓口の開庁時間と、マイナンバーカード・住民基本台帳カードを利用できる届出

窓 口		開庁時間	マイナンバーカード・住基カードを利用できる届出		
			転出※2	転居	転入
市本庁舎市民課		月～金曜日 8時30分～17時15分 (祝・休日を除く)	○	○※3	○※3
総合支所市民福祉課 (市民課)	久居・河芸・芸濃・美里・安濃・香良洲・一志・白山・美杉	月～金曜日 8時30分～17時15分 (祝・休日を除く)	○	○※3	○※3
出張所※1	一身田・神戸・高茶屋・榊原・栗葉・千里ヶ丘・波瀬・家城・大三・倭・八ツ山・竹原・太郎生・伊勢地・八幡・多気・下之川	月～金曜日 8時30分～17時15分 (祝・休日を除く)	○	△※4	△※5
	高野尾・大里・白塚・栗真・安東・櫛形・片田・藤水・雲出	月～金曜日 9時～16時 (祝・休日を除く)	○	△※4	△※5
アストプラザオフィス※1		月～金曜日 8時30分～17時15分	○	○※3	○※3
		月～金曜日 17時15分～20時、土・日曜日、祝・休日 8時30分～17時	○	△※4	△※5
久居総合支所 時間外証明書発行等窓口※1		月～金曜日 17時15分～20時、土・日曜日、祝・休日 8時30分～17時	○	△※4	△※5

※1 外国籍の人を含む世帯の住所異動は取り扱っていません。

※2 転出証明書は発行されませんので、新しい住所地で転入届を行う際は、必ずマイナンバーカードか住基カードをお持ちください。

※3 マイナンバーカード等の住所の書き換え手続きは17時までです。なお、混雑状況により当日中にマイナンバーカード等の住所の書き換え手続きができません。

※4 マイナンバーカード等の住所の書き換え手続きはできません。

※5 転出証明書が発行されている場合のみ転入手続きができます。ただし、マイナンバーカード等の取り扱いとは※4と同じです。

マイナポータルからオンラインで転出届を提出できます。

